

ライフステージに応じた食育推進事業

所管省庁等：福井県、農林水産省

県主管課：農林水産部 食料産業振興課 食育・地産地消 G ☎ 0776-20-0417

★ 事業主体

- ①「はじめての食育」活動－市町
- ②味覚を学ぶ授業－小学3年生～中学生対象：市町
- ③食育リーダー出前講座－市町、農林漁業者等が組織する団体、NPO法人等
- ④市町における地産地消をはじめとした食育の推進

★ 事業の目的および概要

生涯にわたって健やかで豊かな食生活を送るため、それぞれの年代に求められる知識等を自ら体験して学ぶことのできる食育を推進する。

★ 対象とする要件等

- ①未就学の子供とその保護者（妊娠期夫婦を含む）を対象とした、保育園・幼稚園等での食育と調理実習を組み合わせた親への食育講座等、未就学児や小学生等の保護者を対象とした保育園・児童館等での農畜水産品の加工、郷土料理の体験学習会など
- ②小・中学生を対象とした、食材の五味や、色・香り・食感・音などの違いを感じる食味体験、出汁と塩分の相乗効果を探る体験などの授業の実施
- ③県で認定した食育リーダーを講師とし、県内各地の団体から要請のあった食育・地産地消に関する講習会等の開催
- ④市町による食育推進のための会議・シンポジウムの開催等

★ 財政支援措置

- 補助率
- ①1団体あたりの補助上限事業費80千円、補助率 1/2 以内
 - ②1学級あたりの補助上限事業費20千円、補助率 1/2 以内
(ただし5学級/校まで、一部国庫事業対象)
 - ③1団体あたりの補助上限事業費100千円、補助率 1/2 以内
 - ④補助率 1/2 以内 (国庫事業対象)

事業期間 平成26年度～30年度

6次産業化推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 食料産業振興課 6次産業化推進G ☎ 0776-20-0423

★ 事業主体

- ①ソフト支援：農林漁業者（企業・団体を含む）
- ②ハード支援：認定農業者、認定就農者、農林漁業者3戸以上で組織する団体

★ 事業の目的および概要

農林漁業経営の6次産業化を推進するため商品開発や加工機械整備のための支援を行う。

★ 対象とする要件等

- ①商品開発や販路開拓に要する経費
- ②自らあるいは地域で生産する農林水産物の加工や販売に必要な施設、機械類等の整備に要する経費

★ 財政支援措置

補助限度額：①150千円
②2,800千円
補助率：1/2以内
事業期間：平成24～30年度

★ 留意事項等

②について、本事業の実施により5年以内に農林水産物の加工および販売による売上額が、300万円以上の増加となる事業計画を立てることができること。ただし、加工品の販売額が1,000万円以上ある事業実施主体は、対象外とする。

★ 過去の事例等

（実績）

H24年度	① 3市町3件	② 8市町15件（農業：6市町9件 漁業：3市町6件）
H25年度	① 2市町3件	② 6市町11件（農業：4市町6件 漁業：4市町5件）
H26年度	① 3市町4件	② 1市町1件（漁業：1市町1件）
H27年度	① 6市町9件	② 4市町4件（農業：4市町4件）
H28年度	① 2市町3件	② 5市町5件（農業：5市町5件）

6次産業化ネットワーク活動事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 食料産業振興課 6次産業化推進G ☎ 0776-20-0423

★ 事業主体

- ①推進事業：市町、農林漁業者等
- ②整備事業（事業者タイプ）：市町
- ③支援体制事業：市町

★ 事業の目的および概要

多様な事業者等が連携を図り、地域資源の価値を向上させ、6次産業化を推進する。

★ 対象とする要件等

- ①加工適性のある作物導入に要する経費、新商品開発および販路開拓の実施 等
- ②農林漁業者等が行う農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設整備に要する経費について、市町が補助する場合に補助に要する経費
- ③市町による6次産業化等に関する戦略の策定、人材育成研修会の開催、商談会の開催支援等に要する経費

★ 財政支援措置

- 補助率：①国 1/3以内（市町戦略に基づいて行われる取組みの場合は1/2以内）
②国 3/10以内（上限100,000千円）（中山間地域の場合は1/2以内）
③国 定額
- 事業期間：平成25～30年度

★ 留意事項等

- ②「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者または「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者および農林漁業者団体に限る。

★ 過去の事例等

（実績）

- | | | |
|-------|---------|---------|
| H26年度 | ① 1市町1件 | ② なし |
| H27年度 | ① なし | ② 1市町1件 |
| H28年度 | ① 1市町1件 | ② なし |

ふくいの地場産学校給食推進事業(農業体験活動)

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 食料産業振興課 食育・地産地消G ☎ 0776-20-0417

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

生産現場における農業体験や学校給食畑における農業者による農作業の指導等により、子どもたちの地場産食材への理解促進を図る。

★ 対象とする要件等

小学生を対象とした農業者との交流を促す農業体験活動等に要する経費

- 例) 生産現場の見学および定植・収穫体験
学校給食畑等を活用した農業体験
農業者等との交流体験イベント 等

★ 財政支援措置

補助上限額 50千円/校
補助率 10/10
事業期間 平成30～32年度

★ 留意事項等

本事業で実施する体験活動は、以下の要件をすべて満たす内容であること

- ・ 地場産学校給食に対する理解促進に繋がる内容であること
- ・ 農業者等が直接、子どもたちへの指導に関わる等、交流により学びの効果が得られる内容であること

地域農業確立支援事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 生産振興課 経営体育成・指導 G ☎ 0776-20-0431

★ 事業主体

市町、農業経営相談所

★ 事業の目的および概要

地域農業のあり方を定めた「人・農地プラン」の見直し等への支援、および農地集積に対する農地の出し手（地域、離農者等）への支援を行う。

1 人・農地問題解決加速化支援事業

人・農地プランの見直し、地域連携推進員の活動支援

2 農業経営者サポート事業

農業経営の法人化等の支援

- ・農業経営の法人化支援：40万円／法人
- ・集落営農の組織化支援：20万円／組織

3 機構集積協力金交付事業

(1) 機構集積協力金の交付事務等

(2) 機構集積協力金の交付

- ・地域集積協力金：農地中間管理機構（以下、「機構」）にまとまった農地を貸し付けた地域に対して交付
- ・経営転換協力金：機構に自作地を貸し付けた農業者に対し交付
- ・耕作者集積協力金：機構を通じて農地の連担化に協力した農業者に対し交付

★ 対象とする要件等

地域集積協力金：「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること

経営転換協力金：全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

耕作者集積協力金：交付対象農地を10年以上機構に貸し付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

※その他各種要件有り

★ 財政支援措置

補助率	：人・農地問題解決加速化支援事業	1／2以内
	農業経営者サポート事業	定額
	機構集積協力金交付事業	定額
事業期間	：平成26年度～35年度	

★ 過去の事例等

H29実績	人・農地問題解決加速化支援事業	9市町
	農業経営力向上支援事業	8市町
	機構集積協力金交付事業	14市町

収益性の高い水田農業経営確立支援事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 生産振興課 経営体育成・指導 G ☎ 0776-20-0431

★ 事業主体

農業経営相談所、JA中央会、集落営農組織等

★ 事業の目的および概要

収益性の高い農業経営への転換を図るため、小規模経営体を含めた営農の広域化や規模拡大、園芸導入を目指す集落営農組織等を支援する。

○推進事業

- 1 経営力の向上（実施主体：農業経営相談所）
農業経営相談所の設置、専門家派遣の実施
- 2 営農の広域化（実施主体：JA中央会）
大規模化研修会の開催、経営計画作成指導等に対する支援
（補助率：1/2 以内）

○整備事業（実施主体：集落営農組織等）

- 1 営農の広域化
小規模経営体をカバーし 40ha 規模以上の営農の広域化を図るための機械装備に対する支援
標準事業費：24,000 千円 補助率：1/3 以内
- 2 規模の拡大
10ha 以上の規模拡大かつ園芸導入を図るための機械装備に対する支援
（新規営農組織の設立に必要な機械装備支援を含む）
標準事業費：18,000 千円 補助率：1/3 以内
- 3 園芸への転換
所得確保に向け、園芸生産に取り組むための機械装備に対する支援
事業費：1,000～30,000 千円（3 か年上限※）
補助率：1/3 以内 ※実施主体の事業期間は 3 か年以内
- 4 営農の継続
規模拡大が困難な小規模経営体が営農を継続していくための機械装備に対する支援
標準事業費：3,800 千円 補助率：1/6 以内

★ 財政支援措置

補助率：推進事業 1：定額（国） 2：1/2 以内（県単）
整備事業 1～3：1/3 以内（県単） 4：1/6 以内（県単）
事業期間：平成 29 年度～31 年度

★ 過去の事例等

H29実績 14市町

自然光利用型の連棟ハウス整備事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 生産振興課 園芸振興 G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

農業生産者集団、農業生産法人等

★ 事業の目的および概要

園芸産出額の拡大と農業経営の安定を図るため、周年栽培で雇用を取り入れた大規模な経営を行う自然光利用型の連棟ハウスによる農業生産を拡大する。

★ 対象とする要件等

①園芸施設の整備

- ・強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業実施要領のうち、「生産技術高度化施設」に定められたもの

②経営安定対策

- ・初期の経営安定支援として、5年間の定額補助を行う

★ 財政支援措置

補助率：①国 1/2、県 1/10（市町 1/10 以上）、②県 1,000 千円／年（市町同額以上）

事業期間：平成 25～31 年度

★ 留意事項等

国庫交付金等の要領で定める要件を満たすこと

- ・ 5 戸以上の農業者集団または 3 戸以上の農業生産法人
- ・ 産地パワーアップ事業活用の場合以下の要件を追加
面積（中山間地域等の場合）：施設野菜 5ha（3ha） 施設花き 3ha（2ha）
成果目標：以下のいずれかの目標を設定
①生産コストまたは集出荷・加工コストの 10%以上の削減
②販売額の 10%以上の増加
③契約栽培の割合の 10%以上の増加かつ 50%以上とすること
④需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率 100%

その他、次の要件を満たすこと

- ・ 年間の販売額が、経営開始後 5 年後までにおおむね 3, 0 0 0 万円以上となること
- ・ 周年栽培を行うこと
- ・ 雇用者数を 3 人以上とすること

★ 過去の事例等

H 2 6 実績 1 市町
H 2 7 実績 3 市町
H 2 8 実績 5 市町
H 2 9 実績 1 市町

園芸産地総合支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 生産振興課 園芸振興G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

農業生産者集団、認定農業者等

★ 事業の目的および概要

施設園芸や加工・業務用の露地園芸、果樹の露地生産に取り組む営農集団および認定農業者等が行う施設・機械等の整備を支援し、園芸品目の生産拡大を図る。

★ 対象とする要件等

- ①施設園芸型 園芸用施設の整備
- ②露地園芸型 加工業務用等の露地野菜生産に必要な機械等の整備支援、農業協同組合が整備する共同利用施設の整備
- ③果樹型 果樹の栽培に必要な施設・機械等の整備
- ④花き型 花きの栽培に必要な施設・機械等の整備
- ⑤施設再整備型 平成29年台風第21号で倒壊した園芸ハウスの再整備

★ 財政支援措置

事業費上限：30,000千円

補助率：1/3

事業期間：平成25～32年度

★ 留意事項等

- ①施設園芸型：整備する施設面積は3a以上とする
- ②露地園芸型：栽培面積は1ha以上とし、出荷量の50%が加工・業務用となること
- ⑤施設再整備型：これまで3a以上の施設で栽培を行っていたものが、施設再整備後に引き続き3a以上の施設面積で栽培を行うこと。

その他

- ・農業生産者集団は3戸以上で組織されていること
- ・認定農業者は経営計画を策定し所管の農林総合事務所の認定を受けること
- ・農業協同組合が共同利用施設を整備する場合は産地振興計画を策定すること

★ 過去の事例等

H26実績 ①9市町 ②4市町 ③2市町

H27実績 ①6市町 ②3市町 ③3市町

H28実績 ①3市町 ②4市町

H29実績 ①2市町 ②5市町 ③4市町 ⑤5市町

園芸産地広域拠点整備事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 生産振興課 園芸振興 G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

J A等

★ 事業の目的および概要

広域で機能する集出荷拠点や種苗供給拠点を整備し、園芸産出額の拡大と園芸産地の競争力を強化する。

★ 対象とする要件等

園芸産地拠点の整備

- ・産地パワーアップ事業実施要領のうち「共同利用施設等」に定められたもの

★ 財政支援措置

補助率：国 1/2、県 1/10（市町 1/10 以上）

事業期間：平成 29 年度

★ 留意事項等

産地パワーアップ事業実施要領で定める要件を満たすこと

- ・面積（中山間地域等の場合）：

露地野菜	10ha (5ha)	施設野菜	5ha (3ha)
果 樹	10ha (10ha)		
露地花き	5ha (3ha)	施設花き	3ha (2ha)

- ・成果目標：以下のいずれかの目標を設定

- ①生産コストまたは集出荷・加工コストの 10%以上の削減
- ②販売額の 10%以上の増加
- ③契約栽培の割合の 10%以上の増加かつ 50%以上とすること
- ④需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率 100%

★ 過去の事例等

H 2 8 実績 2 件

若手農業者園芸リースハウス整備事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 生産振興課 園芸振興G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

J A等

★ 事業の目的および概要

農業協同組合等が若手農業者や新規就農者にリースする園芸ハウス団地等の整備を支援し、園芸産出額を拡大する。

★ 対象とする要件等

- ・産地パワーアップ事業実施要領のうち「生産技術高度化施設」に定められたもの
- ・産地パワーアップ事業実施要領のうち「生産支援事業（共同利用機械の導入等）」に定められたもの

★ 財政支援措置

補助率：国 1/2、県 1/10（市町 1/10 以上）

事業期間：平成 29～31 年度

★ 留意事項等

産地パワーアップ事業実施要領で定める要件を満たすこと

- ・面積（中山間地域等の場合）：

露地野菜	10ha（5ha）	施設野菜	5ha（3ha）
果樹	10ha（10ha）		
露地花き	5ha（3ha）	施設花き	3ha（2ha）
- ・成果目標：以下のいずれかの目標を設定
 - ①年間の販売金額が 3,000 万円以上となること
 - ②販売額の 10%以上の増加

★ 過去の事例等

H 2 9 実績 1 件

ふくい薬膳推進事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 生産振興課 園芸振興G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

市町等

★ 事業の目的および概要

本県農業の活力増進のため、国内産原料の需要が高まっている薬用作物等の産地育成を推進するとともに、薬膳料理や加工品開発等の取組みに対して支援を行い、新たな特産物の育成と地域活性化を図る。

★ 対象とする要件等

- ・国庫 中山間農業ルネッサンス事業実施要領に定められた「地域別農業振興計画」に係る農業者等を対象とした説明会の開催等の事業

★ 財政支援措置

補助率：国 10/10

事業期間：平成 29～31 年度

★ 留意事項等

国に認定された「農業振興計画」の範囲で実施された事業に係る旅費、諸謝金、委託費等を助成対象とする。

★ 過去の事例等

H 2 9 実績 2 市町

若狭牛・高能力乳牛導入支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 生産振興課 畜産振興・家畜衛生 G ☎ 0776-20-0439

★ 事業主体

畜産農家

★ 事業の目的および概要

県産畜産物の生産・販売を拡大するため、若狭牛や高能力乳牛を導入し、畜産農家の収益性向上を図る。

★ 対象とする要件等

- ① 若狭牛増産のため、交雑種肥育から和牛肥育に転換するための和牛子牛の導入
- ② 生乳生産効率を高め県産生乳生産量を向上させるための高能力乳牛整備
- ③ 若狭牛や高能力乳牛の飼育に適した施設の再整備

★ 財政支援措置

- 補助率等 ： ① 交雑種と和牛の子牛導入費差額の1/2相当額
 ② 平均的能力乳牛と高能力乳牛の導入費差額の1/2相当額
 ③ 1/3
- 事業期間 ： 平成27～31年度

★ 留意事項等

事業の申請に当たっては、和牛子牛や高能力乳牛導入に係る複数年に渡る計画を策定し明示すること

★ 過去の事例等

H27実績 4市町
H28実績 3市町
H29実績 3市町

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 地域農業課 伝統農業・中山間 G ☎ 0776-20-0446
生産振興課 園芸振興 G ☎ 0776-20-0432
水産課 流通・消費拡大 G ☎ 0776-20-0436
森づくり課 森林資源活用 G ☎ 0776-20-0443
農村振興課 農地整備 G ☎ 0776-20-0457

★ 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等

★ 事業の目的および概要

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援

★ 対象とする要件等

地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象

- ① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備
(基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設)
- ② 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備
(簡易給排水施設等、農山漁村定住促進施設)
- ③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備
(地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学习施設)
- ④ その他農林水産省令で定める事業
(地域資源活用起業支援施設、地域資源循環活用施設、地域住民活動支援促進施設、農地等補完保全整備、景観・生態系保全整備)
- ⑤ ①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務
(創意工夫発揮事業(地域が提案する事業)、農山漁村活性化施設整備附帯事業)

★ 財政支援措置

定額(ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、定額、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10 以内)

環境保全型農業支援事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 地域農業課エコ農業・食料安全 G ☎ 0776-20-0419

★ 事業主体

農業者の組織する団体等

★ 事業の目的および概要

化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減し環境負荷を低減する営農活動に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援する。

★ 対象とする要件等

以下の取組みを行った農業者の組織する団体等を支援

- ・カバークロープの作付＋化学肥料と農薬を5割以上削減（8,000円/10a）
- ・有機農業（8,000円/10a、ただし、そばは3,000円/10a）
- ・炭素貯留効果の高い堆肥の施用＋化学肥料と農薬を5割以上削減（4,400円/10a）
- ・生き物緩衝地帯の設置＋化学肥料と農薬を5割以上削減（4,000円/10a）
- ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた魚毒性の低い除草剤の施用＋畦畔機械除草3回以上＋化学肥料と農薬を5割以上削減（4,000円/10a）
- ・中干延期＋化学肥料と農薬を5割以上削減（3,000円/10a）
- ・リビングマルチ＋化学肥料と農薬を5割以上削減（8,000円/10a）
- ・冬期湛水＋化学肥料と農薬を5割以上削減（8,000円/10a）
- ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施（4,000円/10a）

★ 財政支援措置

補助率：国1/2、県1/4、市町1/4

事業期間：平成27年度～31年度

★ 留意事項等

各市町の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」に定められた区域内の農地での取組みであること

国際水準GAPに取り組むこと

★ 過去の事例等

平成29年度取組面積：3,353ha（16市町）

鳥獣害のない里づくり推進事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 地域農業課 鳥獣害対策 G ☎ 0776-20-0414

★ 事業主体

推進事業：市町鳥獣害対策協議会

整備事業：市町鳥獣害対策協議会またはその構成員（試験研究機関を除く）

★ 事業の目的および概要

野生鳥獣による被害の深刻化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援する。

★ 対象とする要件等

推進事業：研修会の開催、捕獲檻・わなの導入、生息調査、緩衝帯の整備 等

整備事業：侵入防止柵等の被害防止施設・処理加工施設・焼却施設の整備 等

★ 財政支援措置

補助率： 推進事業 定額、国 1/2 以内
整備事業 定額、国 1/2 以内（中山間地域は 5.5/10）

★ 留意事項等

- ・被害防止計画が作成されていること、または作成されることが確実に見込まれること
- ・個体数調整、被害防除および生息環境管理のうち複数の取組が行われていること、または確実に見込まれること
- ・整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること
- ・整備事業を実施する場合は、施設の耐用年数が一定年数を超えるものとする
- ・整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること

★ 過去の事例等

H28に実施した市町等数
推進事業：12市町協議会等
整備事業：8市町協議会等
H29に実施した市町等数
推進事業：12市町協議会等
整備事業：7市町協議会等

鳥獣害のない里づくり推進事業（有害獣捕獲）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 地域農業課 鳥獣害対策 G ☎ 0776-20-0414

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

農林業被害や、山ぎわ・奥山の自然環境破壊をもたらしているシカ・イノシシ・サル等の野生鳥獣の捕獲を行う市町に対して、その経費を補助し、捕獲による個体数調整を推進することによって、鳥獣害の軽減を図る。

★ 対象とする要件等

市町長が実施する有害獣捕獲および特定外来生物防除にかかる経費

- 有害獣捕獲経費：有害捕獲隊員報償費、捕獲獣処理手数料、有害捕獲隊員傷害保険料、捕獲処理作業委託費、捕獲処理関連器具使用料金
- 特定外来生物防除経費：捕獲従事者報償費、獣医師による安楽死処置手数料・捕獲物処理手数料、有害従事者傷害保険料、防除処理作業委託費、防除処理関連器具使用料金

★ 財政支援措置

補助率：1/2 以内、一部定額

＜上限額＞	シカ成獣①	13,000 円/頭	(9,000 円/頭まで定額、それ以上は 1/2 以内)
	シカ成獣②	12,000 円/頭	(7,000 円/頭まで定額、それ以上は 1/2 以内)
	シカ幼獣	5,500 円/頭	(1,000 円/頭まで定額、それ以上は 1/2 以内)
	イノシシ（成獣）、サル、クマ		7,000 円/頭
	イノシシ（幼獣）、ハクビシン、ヌートリア		3,000 円/頭
	アライグマ		5,000 円/頭

※シカ成獣①（食肉処理施設において搬入確認した場合）

シカ成獣②（シカ成獣①以外の場合）

★ 留意事項等

- ・捕獲した場合のみ補助対象
- ・イノシシおよびクマについては、毎年 11 月 15 日から翌年 2 月 15 日までの期間に有害獣捕獲により捕獲された個体は、補助対象に含めない。ただし、鳥獣保護区等の狩猟禁止地域において有害獣捕獲を行った場合はこの限りでない。

★ 過去の事例等

捕獲頭数（補助対象分） H28 15,271 頭 H27 15,533 頭

鳥獣害のない里づくり推進事業（電気柵等、ネット柵、金網柵、捕獲檻）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 地域農業課 鳥獣害対策 G ☎ 0776-20-0414

★ 事業主体

市町、市町鳥獣害対策協議会

★ 事業の目的および概要

鳥獣による農作物の被害を防止するために必要な地域ぐるみの防除・駆除対策の実施に対して助成を行う。

★ 対象とする要件等

- 1 市町鳥獣害対策協議会が実施する次に掲げる事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助の対象となる経費
 - (1) 緊急防止対策事業
 - ア 電気柵等の整備（資材）
 - イ ネット柵の整備（資材および設置にかかる経費）
 - ウ 金網柵の整備（資材および設置にかかる経費）
 - 2 市町が行う事業に要する経費
 - (1) 緊急防止対策事業
 - ア 捕獲檻の整備

★ 財政支援措置

補助率

- ①電気柵等 1/3 以内（中山間地域の高齢化が進んだ集落は 1/2 以内）
- ②ネット柵 1/2 以内
- ③金網柵 定額、1/2 以内（中山間地域は 5.5/10）
- ④捕獲檻 1/2 以内

★ 留意事項等

- ・電気柵およびネット柵については、市町が 1/6 以上の経費を負担すること
- ・電気柵およびネット柵等を設置する地域（集落等）においては、野生動物が里地に近寄りにくい環境づくりを目指すため、「山ぎわ」の見通し改善にも取り組むこと
- ・ネット柵の規格は、地面からの高さ（柵高）2m 以上とし、イノシシおよびシカの侵入を防ぐものとして、イノシシおよびシカの衝突に対し十分耐え得るものであること
- ・ネット柵に使用するネットは非金属性とし、原則として県産品とすること
- ・金網柵は鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件に合致しないものであること

★ 過去の事例等

H28 に実施した市町等数

電気柵等：11 市町協議会、ネット柵：5 市町協議会

H29 に実施した市町等数

電気柵等：9 市町協議会、ネット柵：4 市町協議会

鳥獣害のない里づくり推進事業（獣肉の利活用促進）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 地域農業課 鳥獣害対策 G ☎ 0776-20-0414

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

捕獲した有害獣の肉を有効に活用することは、処分費用の軽減や、捕獲従事者の士気の向上などを通じて、捕獲数の増加につながることから、シカやイノシシなどの獣肉の利活用を促進するため、学校等の給食や調理実習等における獣肉の利用に関する経費の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

学校等の給食や調理実習等における獣肉の利用に関する以下の経費

- ・ 食材（獣肉）の購入費
- ・ 食材（獣肉）・獣肉加工品の食中毒に関する微生物・放射性物質の検査手数料

★ 財政支援措置

補助率：1/2 以内

★ 留意事項等

- ・ 学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校）において提供される給食、または実施される調理実習等での利用であること
- ・ 提供する料理・加工品には、福井県内で捕獲された獣肉（シカ肉またはイノシシ肉）を使用すること
- ・ 使用する獣肉・加工品原材料の獣肉は、福井県が策定した「獣肉の衛生管理および品質確保に関するガイドライン（イノシシ・ニホンジカ）」（平成22年11月）に従って処理された精肉であること
- ・ 給食の提供や調理実習等の実施時に、児童生徒および保護者に対し、鳥獣害の現状・獣肉の栄養成分・精肉処理の工程・微生物検査結果等に関する情報を提供すること

鳥獣害のない里づくり推進事業（サル捕獲対策支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 地域農業課 鳥獣害対策 G ☎ 0776-20-0414

★ 事業主体

市町、市町鳥獣害対策協議会

★ 事業の目的および概要

サルによる農作物被害および家屋への侵入や人への威嚇などの生活環境被害を防止するため、市町等が実施する悪質なサルの選択的捕獲に要する経費について、その一部を助成する。

★ 対象とする要件等

市町がサル対策のための地域実施計画を策定していることを条件に、市町または市町鳥獣害対策協議会が行う悪質なサルの選択的捕獲に要する経費

★ 財政支援措置

補助率：1/2 以内

★ 留意事項等

- ・ 福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）に基づき、市町が策定したサル対策のための実施計画の内容と整合性がとられていること
- ・ 当該事業により捕獲したサルは、鳥獣害のない里づくり推進事業（有害獣捕獲）補助金の対象外とすること

侵入防止柵の更新支援事業（金網柵、ネット柵、電気柵）

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 地域農業課 鳥獣害対策 G ☎ 0776-20-0414

★ 事業主体

市町、市町鳥獣害対策協議会

★ 事業の目的および概要

野生鳥獣による被害の深刻化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止対策の一環として、有害獣の攻撃や経年劣化等に伴う侵入防止柵の更新に対して助成を行う。

★ 対象とする要件等

市町または市町鳥獣害対策協議会が実施する侵入防止柵（金網柵、ネット柵、電気柵）の更新にかかる経費

★ 財政支援措置

補助率	①金網柵	定額、国 1/2 以内（中山間地域は 5.5/10）
	②ネット柵	県 1/2 以内
	③電気柵	県 1/3 以内（中山間地域の高齢化が進んだ集落は 1/2 以内）

★ 留意事項等

- ・更新支援事業を実施する場合は、既存施設の耐用年数が一定年数を超えているものとする
- ・被害防止計画が作成されていること、または作成されることが確実に見込まれること
- ・個体数調整、被害防除および生息環境管理のうち複数の取組が行われていること、または確実に見込まれること
- ・金網柵の更新については、受益戸数が3戸以上であること
- ・金網柵の更新については、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること
- ・電気柵およびネット柵の更新については、市町が1/6以上の経費を負担すること
- ・電気柵およびネット柵等を更新する地域（集落等）においては、野生動物が里地に近寄りにくい環境づくりを目指すため、「山ぎわ」の見通し改善にも取り組むこと
- ・ネット柵の規格は、地面からの高さ（柵高）2m以上とし、イノシシおよびシカの侵入を防ぐものとして、イノシシおよびシカの衝突に対し十分耐え得るものであること
- ・ネット柵に使用するネットは非金属性とし、原則として県産品とすること

中山間地域等直接支払交付金事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 地域農業課 伝統農業・中山間 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

急傾斜や自然的条件による小区画、不整形等、平地に比べて農業生産条件が不利な中山間地域において農業生産活動を維持するために、協定に基づいた農業者等の活動に対して、支援する。

★ 対象とする要件等

対象地域： 特定農山村法等（8法）の指定地域および
知事が特認する農振農用地（※1）

対象行為： 集落協定に基づき、5年間以上継続される次の活動

- ① 農業生産活動（農地の維持管理、担い手の確保など）
- ② 多面的機能を増進する活動（景観作物の作付、周辺林地の管理など）
- ③ 体制整備のための前向きな取組
（農業生産性の向上、女性・若者等の参画を得た取組み）

対象者： 集落協定（※2）に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う
農業者等

★ 財政支援措置

補助単価： 10aあたりの単価

急傾斜農地 （傾斜：田1/20以上、畑15°以上）	水田21,000円、畑11,500円 [水田16,800円、畑9,200円]	[]は上記対象行為 の①と②のみを取組 む場合の単価
緩傾斜農地・小区画・不整形 （傾斜：田1/100以上、畑8°以上）	水田8,000円、畑3,500円 [水田6,400円、畑2,800円]	

補助率： 国1/2 県1/4 市町1/4

（知事特認の農地： 国1/3 県1/3 市町1/3）

その他の加算措置：集落連携・機能維持加算（集落協定の広域化支援、小規模・高齢化集落支援）、超急傾斜農地保全管理加算

★ 留意事項等

（※1）対象となる農用地は、農用地面積（畦畔、法面を含む）が1ha以上の団地、
または、共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の場合

（※2）実施する集落は、集落の10～15年後を見据えた将来像および将来像を実現する
ための活動計画（集落マスタープラン）を作成する

中山間集落農業支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 地域農業課 伝統農業・中山間G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町、営農集団等

★ 事業の目的および概要

平成30年度から米の生産調整が廃止され、生産規模の小さい中山間の農地で個人営農を継続することが厳しい状況となる。このため、個人単位から集落単位で営農に取り組む集落を支援し、集落が実施する営農や里山里海湖ビジネスを通して、中山間地域の活発化を図る。

★ 対象とする要件等

- ①各市町に集落農業アドバイザーを設置し、集落の水田営農体制にかかる合意形成や、集落農業活動計画の助言・指導の実施に必要な経費
- ②小規模な集落営農に必要な水田農業機械施設の整備費
- ③果樹園、園芸施設等の特産物生産基盤の整備費
- ④地域資源を発掘・活用した農家レストラン、農家民宿等の整備費

★ 財政支援措置

補助率等：

- ①補助率 1/2 以内
- ②～④補助率 1/3 以内

事業実施期間：平成30年度～34年度

★ 留意事項等

②、③にあつては、1/100以上の傾斜にある30a未満の小区画農地、または1/20以上の急傾斜にある農地が、集落内の全農地の概ね1/2以上を占める等中山間地域で特に生産条件の不利な集落を対象とする。

いきいき地域営農サポート事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 地域農業課 伝統農業・中山間 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町、農業協同組合

★ 事業の目的および概要

農地の集積が困難な中山間地域等での農業生産の維持を図るため、小区画圃場での農作業の応援や、条件不利地域を中心に広域的に農作業を受託する組織を支援する。

★ 対象とする要件等

- 1 市町に「農業サポートセンター」を設置し、地域マネージャーを配置
- 2 「農業サポートセンター」に登録されたアグリサポーターが小区画農地における農作業を応援

★ 財政支援措置

補助率：サポートセンターの設置・運営および特産品の振興等に係る経費 1 / 2
小区画農地における農作業（水稻、そば等）の応援 定 額

事業期間：平成30年度～32年度

★ 留意事項等

農業サポートセンターは市町、農業委員会、JA、農業公社、農林総合事務所等の関係機関および団体で構成する。

新規就農者支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 地域農業課 農業人材確保 G ☎ 0776-20-0433

★ 事業主体

認定新規就農者等

★ 事業の目的および概要

新規就農を目指す者が円滑に就農するため、就農にあたって必要な小農具、機械等の整備を助成し、就農初期の経営安定に向けて支援する

★ 対象とする要件等

- ①農業次世代人材投資資金 ②就農奨励金 ③県外出身者住宅確保支援
- ④小農具等整備支援 ⑤生産用施設、機械等の整備支援

★ 財政支援措置

- ①助成額： 最大 150 万円/年（国 10/10）（最大 5 年間）
- ②助成額： 非農家出身者 1 年目 15 万円/月、2 年目 10 万円、3 年目 5 万円
兼業農家出身者 1 年目 15 万円/月
専業農家出身者 1 年目 5 万円/月
補助率： 1/2
- ③補助率： 1/4（月額家賃限度額 53 千円）（最大 3 年間）
- ④補助率： 1/4 以内（補助対象限度額 100 万円）
- ⑤補助率： 1/8～1/6 以内または 1/4～1/3 以内（補助対象限度額 1 千万円）

★ 留意事項等

- ・ ①は就農予定時年齢 45 歳未満、②、③は 45 歳以上 60 歳未満の者が対象となる
- ・ ②、③、④および⑤は、市町が県と同額を負担すること。

★ 過去の事例等

H 2 7 実績 1 3 市町
H 2 8 実績 1 5 市町
H 2 9 実績 1 5 市町

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 地域農業課 伝統農業・中山間 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

地域協議会（市町が参画）

★ 事業の目的および概要

農山漁村の住民がいきいきと暮らすための活動計画の策定等を支援

★ 対象とする要件等

以下の事業が対象。ただし、②については①の事業と併せて実施するものに限る。

① 活動計画策定事業

農山漁村の持つ豊かな地域資源を活用した都市と農山漁村の交流や農山漁村への定住、生活の継続に係る活動計画づくり

② 人材活用対策事業

①の活動の推進のため、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組

★ 財政支援措置

①活動計画策定事業

定額（上限 600 万） 事業実施期間は 3 年以内

②人材活用事業

定額（上限 250 万） 事業実施期間は 3 年以内

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 地域農業課 伝統農業・中山間 G ☎ 0776-20-0446
水産課 流通・消費拡大 G ☎ 0776-20-0436

★ 事業主体

地域再生推進法人、地域協議会（市町が参画）等

★ 事業の目的および概要

農山漁村において、「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、所得向上や雇用増大を図るため、自立的に活動できる体制の構築等を支援する。

※「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在のこと

★ 対象とする要件等

以下の事業が対象。ただし、②については①の事業と併せて実施するものに限る。

①農泊推進事業

農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立や農山漁村に賦存する「食」、美しい景観などの地域資源を磨き上げる取組、情報発信等の取組

②人材活用事業

①の活動の推進のため、意欲ある地域外の人材を長期的に受け入れる取組

③施設整備事業

古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、農林漁家レストラン等の整備、修景など、農泊を推進するために必要となる施設の整備

★ 財政支援措置

①農泊推進事業

定額（上限 800 万） 事業実施期間は 2 年以内

②人材活用事業

定額（上限 250 万） 事業実施期間は 2 年以内

③施設整備事業

1/2（上限 5,000 万、2,500 万） 事業実施期間は 2 年以内

都市農村交流推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 地域農業課 伝統農業・中山間G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

農林漁業者

★ 事業の目的および概要

都市と農山漁村の交流拡大を図るため、都市住民が農山漁村に滞在するための受入体制整備として、農家民宿開業に係る申請手数料を補助する。

★ 対象とする要件等

農家民宿等事前確認を受けて農家民宿を開業する際の旅館業法および食品衛生法の申請手数料

★ 財政支援措置

旅館業法および食品衛生法の申請手数料の1/2

「福井百歳やさい」応援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 地域農業課 伝統農業・中山間G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

営農集団等

★ 事業の目的および概要

本県で100年以上前から栽培される伝統野菜を「福井百歳やさい」としてブランド化し、県内の流通拡大を図る。

★ 対象とする要件等

- ・生産の維持・拡大に必要な経費
- ・県内消費拡大に向けた普及活動に必要な経費

★ 財政支援措置

事業費上限：400千円（補助金上限200千円）
補助率：1/2
事業期間：平成30～32年度

★ 留意事項等

事業主体は、平成33年度までに販売額を概ね10%以上増加すること

農山漁村地域整備交付金（海岸環境整備事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町村）

★ 事業の目的および概要

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
- ②総事業費が100,000千円以上のもの（⑦に関するものは10,000千円以上）
- ③海岸保全区域のうち周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー等がある地域、またはそれらが計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、照明および緑地・広場等他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設もしくは改良を行う事業
- ④広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を生かした自主的・戦略的取り組みを推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画の策定および③に定めた施設等の新設または改良を行う事業
- ⑤浸食傾向が著しいため、海岸保全施設のみでは前浜の回復もしくは環境維持が困難である海岸または海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸
- ⑥自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う事業
- ⑦海水浴等海岸利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う階段工、植栽工および安全情報伝達施設を整備する事業

★ 財政支援措置

補助負担割合

市町営：国 1/3 県未定 市町未定

★ 過去の事例等

小浜市小浜塩竈（小浜漁港海岸）H15～H23

福井市茶崎町（茶崎漁港海岸）H12～H21

高浜町若宮（高浜漁港海岸）H 8～H20

農山漁村地域整備交付金（海岸耐震対策事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町村）

★ 事業の目的および概要

堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実情に応じて緊急的に実施する。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
- ②総事業費が、県事業にあつては50,000千円、市町事業にあつては25,000千円以上のもの
- ③一連の防護区域内に地域中枢機能集積地区（市役所、警察署、消防署、病院等がある地区）を有する海岸で、朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸
- ④海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画などに基づき、事業実施内容を記載した農山漁村地域整備交付金実施要領別紙22第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること

★ 財政支援措置

補助負担割合

市町営：国 1/2 県未定 市町未定

農山漁村地域整備交付金（海岸堤防等老朽化対策）

所管省庁等：農林水産省水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町村）

★ 事業の目的および概要

海岸堤防等の海岸保全施設の中には、築造後相当年数が経過しているものが多く、損傷や機能低下が進行している。一方で地球温暖化等の影響による高潮被害の増加、海岸浸食の進行、破堤による被害などの発生が懸念されており、これらへの対応が喫緊の課題となっていることにかんがみ、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進する。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
- ②総事業費が、県事業にあつては50,000千円、市町事業にあつては25,000千円以上のもの
- ③老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設であつて、緊急にその機能の強化または回復（当該機能の強化と一体的に行うことが適当と認められる補修による機能の回復をいう）を行う必要があると認められること
- ④海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画などに基づき、事業実施内容を記載した農山漁村地域整備交付金実施要領別紙22第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること

★ 財政支援措置

補助負担割合

市町営：国 1/2 市町 1/2

★ 留意事項等

平成26年度より、海岸老朽化調査（1次）も補助の対象として拡充される。ただし、目視や簡易な点検等維持管理の範囲で行うべき調査は除く。

★ 過去の事例等

小浜市「老朽化対策事業 内外海海岸 西小川地区」（H26～H30）

農山漁村地域整備交付金（漁村再生交付金事業）

所管省庁等：農林水産省水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町村）

★ 事業の目的および概要

漁業の根拠地であるとともに漁業者を含めた地域住民の生活の場となっている漁村においては、水産業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい漁村とするため、地域の特性に応じた水産業の生産基盤と生活環境施設の総合的な整備が行われてきた。しかしながら、漁場環境の悪化、漁業資源の減少、過疎化・高齢化の進展等により、地域全体の活力が低下しており、地域が主体となった活力ある漁村の再生を進めることが喫緊の課題となっている。

このような課題に柔軟に対応し、地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する。

★ 対象とする要件等

事業対象施設

- ・ 漁港施設整備：外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設及び漁港施設用地の整備
- ・ 漁場造成：魚礁、増殖礁及び養殖場の整備
- ・ 水域環境保全創造：漁場公害防止対策、漁港公害防止対策、水域環境保全
- ・ 漁港環境施設整備：緑地、防災施設、その他施設
- ・ 漁業集落環境：漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、地域資源利活用基盤施設、漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設、土地利用高度化再編及び用地整備
- ・ 地域創造型整備：事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備

採択要件

- ・ 地区要件：漁港漁場整備法第6条の規定により指定された漁港及びその背後漁業集落並びにこれらの周辺の漁場
- ・ 事業費要件：漁港の整備に係る全体事業費は、100百万円以上1,200百万円以下
- ・ 事業期間：漁村再生計画の計画期間はおおむね6箇年以内

★ 財政支援措置

補助負担割合 市町営：国 50/100 県 0~35/100 市町 15/100~50/100

★ 留意事項等

事業実施主体が策定する「漁村再生計画」に基づいていること

★ 過去の事例等

福井市「漁村再生事業 白浜(国見)漁港 地区名：白浜(国見)地区」(H24~H32)
敦賀市「漁村再生事業 浦底漁港 地区名：浦底北部地区」(H21~H27)

農山漁村地域整備交付金（高潮対策事業、侵食対策事業）

所管省庁等：農林水産省水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町村）

★ 事業の目的および概要

高潮、波浪または津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態および背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
- ②総事業費が、100,000千円以上のもの
- ③高潮、波浪、津浪による被害が発生する恐れが大きい海岸で、1km当たりの防護面積が5ha以上または防護人口が50人以上であること
- ④海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画などに基づき、事業実施内容を記載した農山漁村地域整備交付金実施要領別紙22第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること

★ 財政支援措置

補助負担割合

市町営：国 1/2 県未定 市町未定

農山漁村地域整備交付金（水域環境保全創造事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町村）

★ 事業の目的および概要

効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために行うたい積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善（しゅんせつ、耕うん、客土、覆土等）、作れい、海水交流施設（水路等）の設置、着底基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟の造成（干潟及び区画施設）並びにこれらに関連する事業（しゅんせつ残土処理のための埋立等）とする。

★ 対象とする要件等

事業内容

- ・ たい積物除去、底質改善（耕うん）

採択要件

- ・ 計画事業費が一事業につき1千万円以上のもの

★ 財政支援措置

補助負担割合 市町営 : 国 1/2 県 1/4 市町 1/4

★ 過去の事例等

坂井市「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井北地区」（H17～H27）

越前町「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井北地区」（H17～H27）

小浜市「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井南地区」（H17～H27）

おおい町「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井南地区」（H17～H27）

農山漁村地域整備交付金（津波・高潮危機管理対策事業）

所管省庁等：農林水産省水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町村）

★ 事業の目的および概要

津波または高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保および避難対策を促進する。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
- ②地域防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸毎に、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した農山漁村地域整備交付金実施要領別紙22第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること
- ③総事業費が、県事業にあつては50,000千円、市町事業にあつては25,000千円以上のもの
- ④朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮被害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸
- ⑤事業計画に従って実施される事業であり、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること
- ⑥住民などの津波・高潮からの避難を促進する次の事業
 - (1) 水門などの自動化・遠隔操作化および回収など
 - (2) 堤防等海岸保全施設の破堤防止、局所的な未整備個所の整備、排水工の整備
 - (3) 津波・高潮ハザードマップの作成支援（浸水想定区域調査、耐震調査等）
 - (4) 津波・高潮等観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
 - (5) 防災ステーション、管理用・避難用通路、漂流物防止設備の整備

★ 財政支援措置

補助負担割合

市町営：国 1/2 県未定 市町未定

農山漁村地域整備交付金（漁業集落環境整備事業）

所管省庁等：農林水産省水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町村）

★ 事業の目的および概要

新しい海洋秩序の時代に対処し、我が国水産業の振興と水産物の安定的供給の確保を図るためには、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村の生活環境の改善や漁村の活性化等を推進していく必要がある。このため、漁業集落の環境整備を実施し、もって、水産業及び漁村の健全な発展に資そうとするものである。

★ 対象とする要件等

事業対象施設

- ・ 衛生関連施設整備：漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、地域資源利活用基盤施設、用地整備
- ・ 防災関連施設整備：漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設、土地利用高度化再編、用地整備

採択要件

- ・ 対象集落要件：①漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落
②漁港背後以外の漁業依存度又は漁家比率第1位の漁業集落（漁業集落排水施設の整備を実施する場合に限る）
③大規模地震対策措置法第3条の規定により指定された地震対策強化地域に立地する集落。（防災関連施設に限る）
④南海トラフ地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法第3条の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域に立地する集落（防災関連施設に限る）等
- ・ 人口要件：対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下（漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下）の規模であること。ただし、離島地域、辺地地域、振興山村、過疎地域、沖縄、奄美群島の各地域においては、人口50人以上5,000人以下の漁業集落であること。
- ・ 事業費要件：総事業費は、3,000万円以上とする。漁業集落排水施設及び水産飲雑用水施設整備で機能診断と機能保全計画策定のみの場合は3,000万円未満でも可。等

★ 財政支援措置

補助負担割合

市町営：国 50/100 県 20~25/100 市町 20~25/100

★ 留意事項等

事業実施主体が策定する「事業計画書」に基づいていること

漁港施設機能強化事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町）

★ 事業の目的および概要

近年、低気圧や台風の大型化、潮位の上昇等自然条件の変化により、全国各地で被害が発生しているところであるが、漁港においても、高潮、波浪の越波等による漁船や養殖施設等水産関係施設の被害、漁港施設用地や背後集落への浸水被害等により、漁業活動に重大な影響が及んでいる。

このため、漁港における高潮・波浪対策として、近年の気象データや観測値に基づく沖波や潮位に対応した防波堤や岸壁等の嵩上げ改良等漁港施設の機能強化にかかる整備を推進する。

また、大規模地震等の発生危険地域や過去に津波被害が発生した地域等において、漁港及び背後集落の安全確保のための避難施設・避難路の整備、地震・津波に対応した外郭・係留施設の機能強化整備を推進する。

★ 対象とする要件等

事業内容

- ・高潮、波浪対策
- ・地震、津波対策

採択要件

- ・1地区あたりの計画事業費が、
 - ①漁港施設機能診断事業にあつては2千万円以上のもの
 - ②漁港施設機能強化事業にあつては5千万円以上20億円未満のもの
- ・高潮、波浪対策については、近年の高潮、波浪の増大等により、実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設及現況の設計諸元が不足していることが要因となり、安全性に問題が生じている漁港。
- ・地震、津波対策については、過去に地震や津波による被害が発生した地域等に立地する漁港。

★ 財政支援措置

補助負担割合

市町営：国 1/2 市町 1/2

★ 留意事項等

管理漁港を複数まとめて1地区として事業を実施することが可能。

★ 過去の事例

福井県「機能強化事業 越前漁港 越前地区」（H26～H29）

水産環境整備事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町）

★ 事業の目的および概要

水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図ることを目的とする。

広域的・俯瞰的な視点をもって漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施し、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を推進する。

★ 対象とする要件等

事業内容

- ① 魚礁、増殖場
- ② 堆積物の除去、底質改善（耕うん）、藻場の整備

採択要件

①の事業

- ・計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの
- ・受益戸数が200戸以上であるもの

②の場合

- ・計画事業費が一事業につき1千万円を超えるもの

★ 財政支援措置

補助負担割合

①の事業

市町営：国 3/6 県 1/10～2/6 市町 1/6～4/10

②の事業

市町営：国 1/2 県 1/4 市町 1/4（藻場の整備については未定）

★ 過去の事例等

底質改善（耕うん）においては、平成17年度から平成27年度まで農山漁村地域整備交付金（水域環境保全創造事業）で実施あり。

水産物供給基盤機能保全事業（ストックマネジメント事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町村）

★ 事業の目的および概要

水産業の健全な発展及びこれによる水産物の安定供給を図るため、これまで総合的かつ計画的に漁港施設を整備してきたが、年数経過とともに老朽化・更新を必要とする施設が増加してきたため、施設管理を体系的に捉えた計画的な取り組みにより、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る。

漁港施設、漁場施設の機能の保全を行うために必要な機能保全計画の策定（施設の機能診断を含む。）及び保全工事（コスト縮減の観点から、耐震・耐波性能の確保対策をあわせて実施することが可能。）

★ 対象とする要件等

事業対象施設

- ・ 漁港施設：外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）、漁港施設用地（用地護岸及び人工地盤に限る。）、漁港浄化施設、廃油処理施設、漁獲物の処理・保蔵及び加工施設（荷さばき所に限る。）※下線部は拡充内容
- ・ 漁場施設：増殖場（消波施設及び中間育成施設に限る。）、養殖場（消波施設及び区画施設に限る。)

採択要件【下記の①～④の要件を満たす地区】

- ①計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの
- ②第1種又は第2種漁港であっては、1漁港あたりの港勢が次のいずれかの要件を満たすもの
 - ・ 登録漁船隻数若しくは利用漁船隻数の実隻数が50隻程度以上
 - ・ 陸揚金額が1億円程度以上
 - ・ 水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの
- ③第3種又は第4種漁港であること
- ④漁場施設（増殖場、養殖場）については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢要件が①又は②に該当するものであること

※日本海地域において、当該漁港機能の機能保全が、地域水産業に重大な役割を果たしていると判断される場合、基準の7割程度を条件とし、これを認める。（漁家比率が極めて高い集落において唯一の漁港施設であり、なおかつ近隣に代替できる漁港施設が無い場合を想定）

★ 財政支援措置

補助負担割合 市町営 : 国 1/2 市町 1/2

★ 留意事項等

機能保全計画の策定に係る期間：平成20年度～平成29年度にしたものに限り対象

★ 過去の事例等

- 美浜町「機能保全事業 丹生漁港 地区名：美浜地区」（H21～H24）
小浜市「機能保全事業 内外海漁港・田烏漁港 地区名：小浜地区」（H24～H27）
おおい町「機能保全事業 大島漁港 地区名：おおい地区」（H21～H26）

水産業競争力強化緊急施設整備事業

所管省庁等：農林水産省水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 流通・消費拡大 G ☎ 0776-20-0436

★ 事業主体

漁業者団体等、市町村、都道府県

★ 事業の目的および概要

「浜の活力再生広域プラン」に基づき、競争力強化のために必要となる施設の整備、産地市場の統廃合等を推進するために必要な施設の整備及びそれら施設に関連する旧施設の撤去を支援する。

★ 対象とする要件等

浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備を行う。

（受益戸数の要件）

受益戸数の要件については、原則1事業計画ごとに原則25戸以上とする。なお、同一の浜の活力再生広域プランに基づき連携する複数の事業計画については、その受益戸数の総数をもって上記の受益戸数とする。ただし、個々の事業計画の受益戸数は5戸以上とする。

（事業費の上限）

1事業計画ごとに、原則として国費12億円を上限とする。また、1撤去施設ごとに、原則として国費1億円を上限とする。

（事業費の下限額）

1事業計画ごとに、原則として事業費5,000万円以上（施設撤去費を除く）とする。なお、同一の浜の活力再生広域プランに基づき連携する複数の事業計画については、その事業費の合計をもって上記の事業費とする。ただし、この事業計画の事業費は500万円以上（施設撤去費を除く）であること。

（費用効果）

1事業計画ごとに、B/C算定1以上であること。

★ 財政支援措置

国 1/2 以内 県 2/10 以内

浜の活力再生交付金（水産業強化支援事業）

旧事業名：強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業）

所管省庁等：農林水産省水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 流通・消費拡大 G ☎ 0776-20-0436

★ 事業主体

漁業者団体、市町村、都道府県

★ 事業の目的および概要

浜の活力再生プランを上位計画として位置づけ、浜プランの取組に位置づけられた共同利用施設の整備、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援する。

★ 対象とする要件等

地域水産業再生委員会が策定する「浜の活力再生プラン」に基づいて行われる以下の事業が対象

ハード事業

- ・ 漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備
- ・ 種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備
- ・ 漁港漁場の高度化、漁業地域の防災・減災等に必要な整備

ソフト事業

- ・ 漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等
- ・ 内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組
- ・ 災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援

★ 財政支援措置

国 1/3、4/10、1/2 以内 県 2/10 以内

浜の活力再生交付金（浜の活力再生プラン推進事業）

所管省庁等：農林水産省水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 経営・生産振興 G ☎ 0776-20-0437

★ 事業主体

市町村、漁業関係機関（水産業協同組合、漁業者団体等）、漁業者および本事業の取組に参加する加工業者、流通業者等を構成員とする地域水産業再生委員会

★ 事業の目的および概要

魚価の低迷や資材高騰等により疲弊している水産業や漁村を再生し、水産業の持続的な発展および活力ある漁村を実現するため、改革に取り組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容および改善目標を定めた浜の活力再生プランの見直しに関する活動に対して支援する。

★ 対象とする要件等

事業内容

浜の活力再生プランの見直しに係る以下の取組

- ・自らの漁村地域の市場調査、専門家招聘および事業実施主体による当該プランの検討・調整のための会合開催等
- ・漁業関係者等への意見聴取および地域外への周知等、一連の取組を効果的、効率的に進めるための取組

採択要件

本事業を通じて、水産業を核とした漁村地域の活性化を図るための取組を行おうとするものであり、その取組が国の施策に整合していること

★ 財政支援措置

補助負担割合

国 定額（浜の活力再生プラン1計画ごとの事業費につき、上限50万円）

★ 留意事項等

事業実施期間

平成29年度から平成33年度まで

水産業競争力強化緊急事業

所管省庁等：農林水産省水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 流通・消費拡大 G ☎ 0776-20-0437

★ 事業主体

漁業者団体等

★ 事業の目的および概要

広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革等に取り組むための浜の活力再生広域プランまたは漁船漁業構造改革広域プランを策定し、当該プランに基づく漁船の更新・改修等を進めることにより、水産業の競争力強化を図る。

★ 対象とする要件等

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

中核的漁業者が所得向上および収益性向上に取り組むために必要な中古漁船または新造漁船の円滑な導入

競争力強化型機器等導入緊急対策事業

生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入

★ 財政支援措置

国 定額、1/2 以内

★ 留意事項等

浜の活力再生広域プランまたは漁船漁業構造改革広域プランに基づいていること

広域浜プラン緊急対策事業

所管省庁等：農林水産省水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 流通・消費拡大 G ☎ 0776-20-0437

★ 事業主体

漁業者団体、市町村、関係者からなる産地協議会

★ 事業の目的および概要

複数の漁村地域が連携して取り組む浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための「浜の活力再生広域プラン」の策定を支援する。また、当該プラン等に基づき漁業者が実施する収入向上・コスト削減の実証的取り組みを支援する。

★ 対象とする要件等

- ・ 浜の活力再生広域プラン策定支援
広域浜プラン（浜の活力再生広域プランおよび漁船漁業構造改革広域プラン）の策定に必要とされる取組
- ・ 収入向上・コスト削減の実証的取組支援
策定した広域浜プランに基づく取り組みを具体的に進めていくために必要な活動

★ 財政支援措置

国 定額

林業・木材産業構造改革事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 県産材活用課 県産材利用拡大 G ☎ 0776-20-0449

★ 事業主体

県、市町、森林組合、地方公共団体が出資する法人、林業事業体、農業協同組合、林業者の組織する団体、森林所有者の協業体、木材関連業者の組織する団体等

★ 事業の目的および概要

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、川上・川下を通じた経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成と県産材の安定的な供給を目的とする

★ 対象とする要件等

- ①特用林産振興施設等の整備
- ②木材加工流通施設等の整備
- ③森林バイオマス等活用施設の整備
- ④木質バイオマス利用促進施設の整備
 - ・事業費500万円以上（①は300万円以上）
 - ・事業主体の地域材生産量や利用量等の目標が県の目標値の伸び率以上であること
 - ・施設の規模や性能が受益範囲、利用計画から見て適切であること

★ 財政支援措置

- ・補助率 国 1/2、1/3（各事業メニュー・実施主体により異なる）
- ・事業期間 平成25年度～平成30年度

★ 留意事項等

- ・施設整備等の一般的基準、施設別の上限建設費、その他施設ごとの基準・要件がある

★ 過去の事例等

- ・木質バイオマス供給施設（剥皮施設、木材破砕機等）
- ・木材加工施設（木材乾燥機、プレカット加工施設、製品保管倉庫等）
- ・特用林産施設（植菌機、包装機、乾燥機等）

緊急森林整備事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 県産材活用課 林業戦略・人材育成 G ☎ 0776-20-0448

★ 事業主体

県、市町、森林組合、林業事業体、地域材を利用する法人等

★ 事業の目的および概要

「合板・製材・集成材国際競争力強化対策事業」および「林業・木材産業成長産業化促進対策」における国庫を財源として、間伐材等県産材の安定的・効率的な供給体制の構築や利用拡大に向けた総合的な対策を実施することにより森林・林業の再生を図る。

★ 対象とする要件等

- ①山ぎわにおける間伐および間伐材の搬出に必要な路網整備
 - ・県が定める搬出材積や作業道等の作設に関する指針の基準を満たすこと
- ②高性能林業機械の導入や間伐材の加工流通施設の整備
 - ・事業費500万円以上
 - ・素材生産量の目標が県の目標数値の伸び率以上であること

★ 財政支援措置

- ・補助率 定額（10/10）、1/2以内（各事業メニューにより異なる）
- ・事業期間 平成30年度

★ 留意事項等

- ・一般的基準、上限建設費、その他施設ごとの基準・要件がある
- ・事業は単年度で完了することを原則とする

★ 過去の事例等

- ・間伐・林内路網整備（林業専用道（規格相当）、森林作業道等）
- ・高性能林業機械導入（プロセッサ、フォワーダ等）
- ・木材加工施設整備（木材乾燥施設等）

木とのふれあい施設づくり推進事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 県産材活用課 県産材利用拡大 G ☎ 0776-20-0449

★ 事業主体

県、市町、地方公共団体が出資する法人、政令で定める公共施設（※）の整備主体 等

※学校、老人ホーム・保育所等の社会福祉施設、病院・診療所、体育館等の運動施設、図書館・青年の家等の社会教育施設 等

★ 事業の目的および概要

木造公共施設で地域材の活用や新たな分野への利用促進を図り、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することを目的とする

★ 対象とする要件等

- ・施設の延べ床面積が300㎡以上であること
- ・事業費あたりの地域材利用量の目標が県の目標値以上であること
- ・施設利用者が十分に確保され、モデル性を発揮できる施設であること
- ・施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切であること
- ・地域住民に対し木造公共施設の取組み状況や成果の普及PRを広く実施すること
- ・木材利用基本方針に基づく市町基本方針を作成していること
- ・原則として構造耐力上主要な部分に用いる製品はJAS製材製品に認定されたものを使用すること

★ 財政支援措置

- ・補助率 国 1/2以内（原則 木造施設：15%、木質内装：3.75%）
- ・事業期間 平成25年度～平成30年度

★ 留意事項等

- ・整備する施設において使用される製材等（製材、集成材、合板等）については、間伐材または合法木材を使用すること
- ・施設整備等の一般的基準、上限建設費がある
- ・実施主体は木造公共施設に木製窓枠等木製設備やペレットストーブ等の導入を推進すること

★ 過去の事例等

- ・地区交流施設、保管庫、学校施設等

造林補助事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 県産材活用課 間伐材利用促進 G ☎ 0776-20-0698

★ 事業主体

森林所有者、市町、森林組合等

★ 事業の目的および概要

森林の持つ公益的機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資することを目的とする。

★ 対象とする要件等

- ① 1 施工地当たり 0.1ha 以上
- ② 間伐、更新伐は、原則 1 申請あたり「5ha 以上、10m³/ha 以上の搬出」が必要 等
- ③ 対象森林

森林環境保全直接支援事業：森林経営計画、森林施業計画または特定間伐等促進計画かつ集約化実施計画の計画地 等

環境林整備事業（公的森林整備）：保安林および公益的機能別施業森林 等

★ 財政支援措置

- ・ 補助率 国：3/10 以内、県：2/10 以内
- ・ 事業期間 昭和 4 年～

地域森林育成支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 県産材活用課 間伐材利用促進 G ☎ 0776-20-0698

★ 事業主体

- (1) 補助事業者：市町
- (2) 事業実施主体：森林所有者、森林組合、市町等

★ 事業の目的および概要

森林の公益的機能を発揮させる上で欠かせない森林整備について、国庫補助事業に該当しない小規模な森林の整備に対して支援し、より一体的な整備を図る。

★ 対象とする要件等

- ① 県内民有林の人工造林地であること
- ② 国庫補助で対応できない小規模な森林であること
- ③ 補助対象事業および補助対象年齢ならびに面積要件は次のとおり
 - ・ 除間伐、枝打ち：3～12 年齢、1 施工地当たり 0.05ha 以上

★ 財政支援措置

- ・ 補助率 県：3/10、市町：1/10 以上（山間集落安全対策は 3/10 以上）
- ・ 事業期間 平成 23 年度 ～ 平成 32 年度

★ 留意事項等

- ・ 除間伐：不用木または不良木を成立本数のおおむね 20% 以上伐採すること
(ただし、除伐はこの限りではない。)
- ・ 枝打ち：除間伐実施済み林分で実施されること

★ 過去の事例等

年 度	除間伐	枝打ち	合計
平成 24 年度	36ha	22ha	58ha
平成 25 年度	26ha	28ha	54ha
平成 26 年度	12ha	39ha	51ha
平成 27 年度	16ha	39ha	55ha
平成 28 年度	20ha	34ha	54ha

県産材のあふれる街づくり事業（小学校児童用机・椅子導入支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 県産材活用課 県産材利用拡大G ☎ 0776-20-0449

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

県産材を使用した小学校児童用の机や椅子の導入に対して支援し、木にふれる機会の創出を通じた木の良さのPRおよび県産材の利用拡大を図る。

★ 対象とする要件等

県産材を使用した小学校児童用机・椅子の導入

★ 財政支援措置

- ・補助率 県1/2以内（机・椅子：上限15千円/セット、天板：上限5千円/枚）
- ・事業期間 平成28年度～平成31年度

★ 留意事項等

- ・県産材を使用した木製机・椅子に限る
- ・1台当たりの補助金の上限を定めている

森林整備地域活動支援交付金事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林計画・管理 G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

[補助事業主体] 市町
[事業主体] 市町、森林所有者等

★ 事業の目的および概要

適切な森林整備の推進を通じて森林の多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、その実施に必要な地域活動を確保するための支援措置を講じる。

★ 対象とする要件等

- ①森林経営計画作成促進
森林経営計画を作成する森林における、計画作成に必要な森林情報（区域面積や林種など）の収集等
- ②森林境界の明確化
地域森林計画対象森林で境界が不明瞭な森林における、境界の確認および測量
- ③森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備
上記①、②の活動を実施する森林における、作業路網の簡易な改良

★ 財政支援措置

交付額限度： ①森林経営計画作成促進…8,000円/ha（共同）、38,000円/ha（委託）
②森林境界の明確化…16,000円/ha、測量…45,000円/ha
③森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備…40,000円/ha
補助率： 国1/2 県1/4 （市町1/4）
事業期間： 平成28年度から平成32年度までの5年間

★ 留意事項等

地域活動を実施する旨の協定を森林所有者等と市町の間で締結すること

★ 過去の事例等

県内全市町において過去に当該事業の活用実績あり

ふるさと特用林産物再生事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林資源活用 G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

生産者団体、生産者

★ 事業の目的および概要

地域ならではの新たな品目や全国に誇れる品目について、生産拡大や販路開拓等に対する支援により、特用林産物の振興を通じた地域の活性化を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

- ・生産技術等の取得、商品開発、販路開拓等に要する経費
- ・事業品目は、特用林産物（ジャンボしいたけ、茶炭、くず、オウレン、研磨炭、コウゾ・ミツマタ・ガンピ、椿油、薬木、山菜、竹、うるし等）

★ 財政支援措置

補助率 : 1/2 以内
事業期間 : 平成 26～32 年度

★ 過去の事例等

- ・大型、肉厚な原木しいたけ「香福茸」のブランド化
- ・林業遺産認定品目「熊川くず」の新商品開発や販路開拓 など

ナラ類の集団枯損被害対策事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林資源活用 G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

カシノナガキクイムシによるナラ類の集団枯損被害の蔓延を防止するため、防除重点区域内において被害対策を実施し、広葉樹林の育成保全に資する。

★ 対象とする要件等

防除重点区域：被害市町に存すること

- ①保安林（水源涵養・保健）
- ②国県道に隣接する保安機能の高い森林
- ③自然公園等自然景観と一体化した地域・施設周辺森林

駆除の事業規模は5m³以上とすること

★ 財政支援措置

補助率： 予防・駆除 国1/2、県1/4

★ 留意事項等

<適期防除の実施>

予防：カシノナガキクイムシの発消長を考慮し、6月下旬頃を目途に対策を実施すること

★ 過去の事例等

大野市平家平（樹幹注入H23～H29）

松くい虫被害総合対策事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林資源活用G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

松くい虫の森林被害を防ぐため、さまざまな防除・駆除手法を総合的かつ計画的に実施することで、被害の蔓延を防ぎ、森林資源の保全を図る。

★ 対象とする要件等

高度公益機能森林および被害拡大防止森林ならびに地区実施計画で定められた対策対象松林

★ 財政支援措置

補助率：被害調査 県1/2
松林健全化促進 国1/2、県1/4
樹幹注入 国1/2、県1/4
特別防除・地上散布・特別伐倒駆除 県3/4
伐倒駆除 県1/2～3/4
樹種転換 県2/3

★ 留意事項等

<適期防除の実施>

薬剤散布：マツノマダラカミキリの初発日を考慮し、5月下旬頃を目途に散布を実施するとともに、2回目散布についても発生ピークを迎える6月中旬には完了すること

春伐倒駆除：マツノマダラカミキリの初発日を考慮し、5月末までに完了すること

秋伐倒駆除：乳剤は10月末、油剤は11月末に完了すること。12月以降にかかるものはくん蒸剤を使用すること

樹幹注入：2月末までに完了すること

★ 過去の事例等

福井市鷹巣海岸、坂井市東尋坊周辺、あわら市吉崎、勝山市恐竜博物館周辺、越前市みどりと自然の村、ハツ杉千年の森、敦賀市野坂いこいの森、高浜町青の松原等の松林

松くい虫被害特別対策事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林資源活用 G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

自然公園区域内等の松くい虫の被害に対し、適期に適切な防除を実施し、松林の保全を図る。

★ 対象とする要件等

自然公園区域内等

★ 財政支援措置

補助率：地上散布・伐倒駆除・樹幹注入 県1/2

★ 留意事項等

<適期防除の実施>

薬剤散布：マツノマダラカミキリの初発日を考慮し、5月下旬頃を目途に散布を実施するとともに、2回目散布についても発生ピークを迎える6月中旬には完了すること

春伐倒駆除：マツノマダラカミキリの初発日を考慮し、5月末までに完了すること

秋伐倒駆除：乳剤は10月末、油剤は11月末に完了すること。12月以降にかかるものはくん蒸剤を使用すること

樹幹注入：2月末までに完了すること

★ 過去の事例等

越前加賀海岸国定公園および若狭湾国定公園等の松林

鳥獣害のない里づくり推進事業（シカ森林被害対策）

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林資源活用G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

複数の市町村等から構成された広域協議会

★ 事業の目的および概要

シカによる森林被害が深刻な地域において、モデル的に、広域かつ計画的な捕獲等を行うとともに、捕獲等に必要ノウハウの蓄積や捕獲体制を整備し、シカによる森林被害対策を推進する。

★ 対象とする要件等

緊急捕獲実践事業：計画作成と広域協議会の開催、捕獲の実践、報告書の作成 等
捕獲強化のための行動把握調査：計画作成と広域協議会の開催、行動等把握調査、報告書の作成 等

★ 財政支援措置

補助率：緊急捕獲実践事業 定額
捕獲強化のための行動把握調査 定額

★ 留意事項等

他事業との整合性や関連に配慮すること。

★ 過去の事例等

H29に実施した協議会数 2協議会

美しい森林景観再生事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 森づくり課 花いっぱい運動推進 G ☎ 0776-20-0442

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

自然災害や森林病虫害等により機能が低下している森林の機能回復を図るため、花木などの広葉樹等を植栽し、本県の美しい森林景観を再生する。

★ 対象とする要件等

1) 事業対象地

自然災害や森林病虫害等により機能が低下している森林または景観対策として事業実施が必要な地域

2) 補助基準

① 植栽

花木など広葉樹等（植栽樹種：抵抗性マツ、トベラ、タブ、スダジイ、ツバキサクラ、モミジ、コブシ、ヤマボウシなど）の植栽（地拵え、支柱、防護柵など植栽に必要なものも含む）

② 不用木の除去

景観を阻害する不用木の除去（伐採・整理等）

★ 財政支援措置

- ・補助率 県：9/10 市町1/10
- ・事業期間 平成29年度～平成33年

★ 留意事項等

- ・実施設計書を作成し必要経費を積算すること

★ 過去の事例等

年 度	市町数	区域面積
平成29年度	9市町	93ha

林道事業

所管省庁等：農林水産省、総務省

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林保全 G ☎ 0776-20-0445

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

林道を整備し、搬出間伐の促進や森林の適切な保全を図る。

★ 対象とする要件等

地域森林計画に記載された林道であること（点検診断・保全整備を除く）

【 森林管理道 】

- ①利用効果区域面積 50ha 以上、全体延長 1.0 km以上（過疎地域は 30ha 以上全体延長 0.8 km以上）
- ②林道開設効果指数 0.9 以上

【 林業専用道 】

- ①利用効果区域面積 10ha 以上、全体延長 0.2 km以上
- ②林道開設効果指数 0.9 以上

【 改 良 】

- ①開設後 5 年以上経過していること
- ②1 箇所の事業費が 900 万円以上
- ③利用効果区域面積 50ha 以上（過疎地域は 30ha 以上）

【 舗 装 】

- ①開設後 5 年以上経過していること
- ②1 箇所の事業費が 2,400 万円以上
- ③利用効果区域面積 50ha 以上（過疎地域は 30ha 以上）

【 点検診断・保全整備 】

- ①林道台帳に記載のある橋梁・トンネル等
- ②保全整備は 1 箇所の事業費が 40 万円以上 900 万円未満

★ 財政支援措置

補助率 : 国+県 50%~70%（国、県の内訳は事業メニューにより異なる）

★ 留意事項等

林道の整備と森林整備を一体的に計画すること

★ 過去の事例等

越前西部四号線（福井市）、安居 1 号線（福井市） 等

県単林道事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林保全 G ☎ 0776-20-0445

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

林道、森林作業道で小規模な災害復旧、改良等を実施する。

★ 対象とする要件等

【 県単林道 】

- ① 開設：地域森林計画に登載されているもので、国庫補助事業に該当しない林道の開設事業
- ② 改良：利用区域面積 10ha 以上、1 箇所当りの事業費が 10 万円以上 900 万円未満の改良工事
- ③ 舗装：利用区域面積 10ha 以上、起点が公道と接続または連絡線形林道の舗装工事
- ④ 災害：全体計画延長 200m 以上、1 箇所の事業費が 10 万円以上の災害工事
- ⑤ 周辺整備：起点が公道と接続または連絡線形林道の周辺整備工事

【 作業道整備事業 】

- 幅員 3.0m 位で区域内施業面積 0.1ha 以上の作業道（幅員 1.8m の軽作業道含む）の開設工事

【 作業道等機能強化事業 】

- 既設延長 200m 以上（計画含む）の作業道の改良・災害復旧工事

★ 財政支援措置

補助率： 県単林道 県 1 / 2
作業道整備事業、作業道等機能強化事業 県 3 / 10

★ 留意事項等

国の採択基準または査定基準に該当しないものに限る。

★ 過去の事例等

奥越線（大野市）、越前西部 3 号線（越前町）、榎谷線（おおい町） 等

小規模荒廃地治山事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林保全 G ☎ 0776-20-0445

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

治山工事を行い、小規模荒廃地の復旧および荒廃移行地の予防を図る。

★ 対象とする要件等

1箇所工事費が50万円以上で、次の要件に該当するもの

- ①鉄道、道路（国道、県道）に被害を与え、または与えると認められるもの
- ②官公署、学校、病院の公共施設に被害を与え、または与えると認められるもの
- ③農地1ha以上、溜池等農用施設または河川施設に被害を与え、または与えると認められるもの
- ④人家、神社、仏閣、墓地、市町が管理する道路等に直接被害を与え、または与えると認められるもの

★ 財政支援措置

補助率：県1/2

★ 留意事項等

国の採択基準または査定基準に該当しないものに限る

★ 過去の事例等

大野市西山 (H29)
南越前町鑄物師 (H29)
美浜町佐柿 (H29) 等

多面的機能支払交付金事業

旧事業名：農地・水保全管理支払交付金

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 農村振興課 農村環境 G ☎ 0776-20-0453

★ 事業主体

活動組織

★ 事業の目的および概要

農業・農村の多面的機能を発揮するため、地域の活動組織が行う活動（農地維持活動・地域資源の向上活動）に対して支援する。

★ 対象とする要件等

- 農地維持支払 対象地域： 農振農用地等（※1）
対象行為： 農地を維持する基礎的な保全活動（水路の草刈り、泥上げ等）および多面的機能を維持する地域活動
対象者： 農業者または農業者および地域住民等で構成する活動組織
- 資源向上支払 対象地域： 農振農用地
対象行為： （共同活動）地域資源の質的向上を図る活動（水路等の軽微な補修、環境保全等）
（長寿命化）施設の長寿命化対策、地域資源保全プラン策定等
対象者： 農業者および地域住民等で構成する活動組織

★ 財政支援措置

補助単価： 10 aあたりの単価

農地維持支払	水田 3,000 円、畑 2,000 円、草地 250 円	(※2)
資源向上支払 (共同活動)	水田 2,400 円、畑 1,440 円、草地 240 円 [水田 1,800 円、畑 1,080 円、草地 180 円]	新規地区 []は継続地区(※3)
資源向上支払 (長寿命化)	水田 4,400 円、畑 2,000 円、草地 400 円	

補助率： 国 1/2 県 1/4 市町 1/4

★ 留意事項等

- (※1) 農振農用地以外の農地については、各市町ごとに方針が異なる
(※2) 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）は基本的に両方に取組むこと
(※3) 新規地区は本事業の活動期間が5年未満の組織、継続地区は本事業の活動期間が5年以上の組織または資源向上支払（長寿命化）を実施している組織